

枚方京田辺環境施設組合入札等に係る不当な働きかけに関する取扱要綱

令和3年4月9日

告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事、業務委託、製造の請負及び物品の調達等に係る入札及び契約（随意契約を含む。以下「入札等」という。）に関し、職員が組織の内部又は外部から受ける不当な働きかけへの対応について必要な事項を定めることにより、入札等の透明性、中立性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 管理者、副管理者及び一般職の職員をいう。
- (2) 不当な働きかけ 入札等に関し、職員に対して勤務時間の内外にかかわらず行われる行為で、次に掲げるものをいう。
 - ア 特定の者を入札等へ参加させること又は参加させないことを依頼する行為
 - イ 特定の者に受注させること又は受注させないことを依頼する行為
 - ウ 特定の者に有利若しくは不利となる発注方法又は入札参加条件の選定を促す行為
 - エ 入札参加者名、入札参加者数、積算基準、設計価格、予定価格、最低制限価格、総合評価落札方式における評価点等に係る情報で、非公表又は公表前のものを聞き出そうとする行為
 - オ 前各号に掲げるもののほか、当該行為により特定の者の便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがあると認められる行為

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる行為は、不当な働きかけの対象としない。

- (1) 個別具体の案件に関するものではなく、入札等又は組合行政の方針

に対する陳情書、要望書、政策提言等書面で提出されたもの

(2) 不特定の者が傍聴できる公開の場（組合議会、審議会、公聴会等）
で行われたもの

(3) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの

(4) 単に入札等に関する事実の確認であることが明らかなもの
(不当な働きかけへの対応)

第4条 職員は、不当な働きかけ及びその疑いのある行為に対しては、一切応
じることなくこれを拒否し、職務を公正に執行しなければならない。

2 職員は、不当な働きかけ及びその疑いのある行為に対しては、可能な限り
複数の職員で対応するものとする。

(報告等)

第5条 職員は、不当な働きかけ及びその疑いのある行為を受けたときは、速
やかに事務局長に報告しなければならない。

2 事務局長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容が不当な働
きかけに該当するか否かを判断し、不当な働きかけに該当すると判断した場
合には、不当な働きかけに対する記録票（様式第1号。以下「記録票」とい
う。）を作成し、管理者に回付するものとする。

(必要な措置の実施)

第6条 管理者は、不当な働きかけの内容が刑法（明治40年法律第45号）
第96条の6に規定する入札の公正を害すべき行為に該当するおそれのある
ときは、警察等関係機関及び公正取引委員会に通報するものとする。

2 管理者は、前条第2項の規定による記録票の回付を受けたときは、相手方
氏名等個人及び事業者が特定されない方法で、不当な働きかけ一覧表（様式
第2号）を作成し、組合ホームページ等により公表するものとする。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この告示は、令和3年4月9日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

不当な働きかけに対する記録票

年 月 日

対応日時	年 月 日 () 時 分頃
対応した場所	
対応（受信）職員	
不当な働きかけをした者 ※確認できた事項について記載のこと。	会社名等： 役職・氏名： 連絡先： (電話・住所等)
不当な働きかけの手段	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 書面 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他 ()
不当な働きかけの内容等	入札等の件名 【 】
	不当な働きかけの内容
対応の概要	
備考	

